

第一東京弁護士会との協定に基づく

「いじめ防止授業」を実施しています。

区では、令和7年4月10日付けで第一東京弁護士会と締結した「杉並区教育委員会と第一東京弁護士会とのいじめ防止授業に関する連携協定書」に基づき、児童・生徒一人ひとりがいじめ問題に対し主体的に関われるようにすることを目的として、「いじめ防止授業」を実施しています。

本授業では、第一東京弁護士会所属の弁護士が講師となり、法律の観点からいじめの問題を分かりやすく説明することで、児童・生徒たちは自分や他者の権利を理解するとともに、いじめが法的にも許されない行為であることを学びます。また、実際にあった事例や、インターネット・SNSを介したいじめの特徴についても理解を深めます。最後に、「いじめを生まない学級」に向けて話し合いを行い、「いじめはなぜいけないのか」「いじめを生まないためにどうすべきか」を主体的に考える機会となっています。

本取組は、全区立小学校第4学年児童及び中学校第1学年生徒を対象に、令和8年2月までに全校で実施する予定です。(対象：小学校第4学年 129クラス 3,887人、中学校第1学年 2,297人)
なお6月6日現在、実施済みの学校は小学校40校中19校、中学校23校中8校です。



【小学校での授業の様子】



【中学校での授業の様子】

○ 児童・生徒の声

- ・ 相手が嫌だと思ったらいじめだということを改めて理解した。(小学校第4学年児童)
- ・ いじめを見て見ぬふりをするのではなく、「大丈夫」と声をかけたり助けたりしたい。(小学校第4学年児童)
- ・ 知らず知らずのうちにとっている行動が、誰かにとって嫌な言葉、行動になっていたのではないかと改めて思い直した。(中学校第1学年生徒)

○ (参考) 協定名

杉並区教育委員会と第一東京弁護士会とのいじめ防止授業に関する連携協定書

【報道機関 問い合わせ先】

教育人事・指導課学校問題対応支援係 03-5307-0365 (直通)

総務部広報課：03-3312-2111 内線1575